

## 新居浜太鼓祭り誘致ポスター製作業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この実施要領は、新居浜太鼓祭り誘致ポスター製作業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

新居浜太鼓祭り誘致ポスター製作業務

#### (2) 業務目的

新居浜市を代表する観光資源である新居浜太鼓祭りについて、豪華絢爛、勇壮華麗なイメージをアピールし、全国的な認知度と関心を高め、大都市圏を含め広く市外から観客誘致を図ることができるポスターを製作することを目的とする。

#### (3) 業務内容

ポスターデザイン製作（未発表のもので2作品まで）、印刷及び納品

詳細は別紙「新居浜太鼓祭り誘致ポスター製作業務委託仕様書」のとおり

#### (4) 契約期間

契約締結日から令和8年8月17日（月）まで

#### (5) 契約上限額

金650,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、令和7・8年度新居浜市入札参加資格審査申請書を提出し、「物品・役務」において、参加資格を有すると認定されている者（認定期間が有効であること。）のうち、次の条件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第164号）第167条の4の規定のほか、次の要件に該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

ウ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）であると認められること。

(2) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は新居浜市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(3) 愛媛県内に本店、支店又は営業所を有すること。

(4) 平成30年度から令和7年度まで（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていない5年間含む。）に、国又は地方公共団体が発注した類似業務の受託実績があること。

#### 4 プロポーザル参加資格確認申請書の提出期限等

(1) 提出期限

令和8年6月5日（金）17時15分

(2) 提出場所

〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市経済部観光物産課

電話番号：0897-65-1261（直通）

(3) 提出方法

プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）を作成し、関係書類とともに持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内）又は郵送（書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(4) プロポーザル参加資格確認結果通知書の送付

令和8年6月9日（火）までにプロポーザル参加資格確認結果通知書（様式2）により通知する。

#### 5 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和8年6月5日（金） 17時15分

(2) 提出方法

質問書（様式3）を作成し、電子メールにて提出すること。

(3) 質問先

新居浜市経済部観光物産課

電子メール [kankou@city.niihama.lg.jp](mailto:kankou@city.niihama.lg.jp)

(4) 回答方法

令和8年6月9日（火） 17時15分までに質問者へ書面（電子メール）で回答するとともに、質問者を伏せた形で新居浜市ホームページ内の観光物産課ページに掲載する。

ただし、本業務の受託候補者の選定において、公平性を保てないと判断される質問については、回答、公表しない場合がある。

(5) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、副市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めることができるものとする。この場合においては、令和8年6月11日（木） 17時15分までに当該書面を持参の上、提出しなければならない。

イ アの書面の提出先

4（2）に同じ

ウ アにより説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和8年6月12日（金） 17時15分までに、書面（電子メール）により回答する。

6 企画提案書必要書類等の作成及び提出

(1) 提出書類

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| ア 企画提案書必要書類等提出届（様式4）   | 1部  |
| イ ポスターデザイン案B 1判（2作品まで） | 各1部 |
| ウ ポスターデザイン案A 4判（イと同数）  | 各1部 |
| エ 企画提案書                | 1部  |
| オ 見積書（任意様式）            | 1部  |

(2) 提出期限

令和8年7月6日（月） 17時15分

(3) 提出場所

4 (2) に同じ

(4) 提出方法

持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内）又は郵送（書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

なお、ポスターデザイン案B1判については、折らずに袋等に入れて提出すること。

(5) 作成及び提出にあたっての留意事項

ア 企画提案書必要書類等は、業務委託仕様書を熟読の上作成すること。

イ ポスターデザイン案B1判は、原寸（B1）により提出すること（大判プリンターで出力したのも可。）。なお、提出者が特定できないように、提出者の表記は行わないこと。

ウ 企画提案書の用紙は、原則としてA4判とし、A3判を使用する場合にはA4判サイズに折り込むこと。

エ 企画提案書の様式は任意とするが、次の項目順に区別して記載すること。

(ア) 会社概要

【記載項目】会社名、本社所在地、代表者職・氏名、社員数と技術者数、主な業務内容

(イ) 業務スケジュール

オ 提出の際に、企画提案書必要書類等提出届（様式4）及び新居浜市副市長宛ての見積書（税込・要捺印）を提出のこと。なお、見積書は必要な項目ごとに区別すること。

7 審査及び決定について

(1) ポスターデザイン案の審査は、新居浜太鼓祭り誘致ポスター製作業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 企画提案書必要書類等の提出後、審査委員会において、ポスターデザインの審査及び審査委員全員による投票を実施する（審査に使用するのは、ポスターデザイン案B1判のみ。）。

(3) 審査委員会において、各参加者のポスターデザイン案について、審査基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

ア 審査委員会における審査基準は次のとおりとする。

新居浜太鼓祭りの豪華絢爛、勇壮華麗なイメージをアピールし、全国的な認知度と関心を高め、大都市圏を含め広く市外から観光誘致を図ることができるもの。

イ 受託候補者の特定方法は次のとおりとする。

(ア) 審査委員全員による投票結果に基づき、最多得票を得て、かつ、過半数の得票を得たポスターデザイン案の提案業者を受託候補者に定める。

(イ) 最多得票を得ても、得票が過半数に達しない場合には、最少得票のポスターデザイン案を除く残りのものによる再投票により受託候補者を定めるものとする。

(ウ) (ア)、(イ) いずれの場合においても受託候補者が定まらない場合は、見積金額の安価な者を受託候補者として定めるものとする。

ウ 参加者が1者になった場合においても審査委員会で審査を行い、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者として特定する。

## 8 審査結果

本プロポーザルに参加した全ての事業者に対し、文書及び電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果を新居浜市ホームページに掲載する。ただし、受託候補者として特定された者以外の業者名は公表しない。

(1) 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立て等は、受け付けないものとする。

(2) 受託候補者として特定された者と契約締結の協議を行い、随意契約により契約を締結するものとする。

## 9 スケジュール

公告	令和8年5月26日(火)
質問書の受付開始	令和8年5月26日(火)
質問書及び参加資格確認申請書の提出期限	令和8年6月5日(金)
質問書に対する回答期限及び参加資格確認通知書の送付	令和8年6月9日(火)
参加資格がないと認められた者の説明請求期限	令和8年6月11日(木)

説明を求めた者への回答期限	令和8年6月12日（金）
企画提案書必要書類等の提出期限	令和8年7月6日（月）
ポスターデザイン案審査	令和8年7月9日（木）（予定）
審査結果の通知	令和8年7月14日（火）（予定）
業務委託契約締結	令和8年7月下旬（予定）

## 10 その他留意事項

- (1) 参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - イ 実施要領に違反した場合
  - ウ 企画提案書必要書類等に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにも関わらず、期限内に提出されなかった場合
  - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (2) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しないものとし、受託候補者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 本プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (5) 契約の締結にあたっては、本市が作成する契約書を使用する。
- (6) 新居浜市で用意する写真（画像）の提供を受けたい場合は、プロポーザル参加資格確認申請書の提出日以後、新居浜市経済部運輸観光課に書面により申し出ること。なお、写真（画像）の受け渡しの際には、記録媒体を持参することとし、提供を受けた写真（画像）は、本業務以外には使用しないこと。
- (7) 企画提案について情報公開請求があった場合は、新居浜市情報公開条例（平成19年条例第23号）の規定に基づき、提出書類等を公開することがある。
- (8) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、協議により決定するものとする。

様式1

プロポーザル参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(宛先) 新居浜市副市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

新居浜太鼓祭り誘致ポスター製作業務に係る公募型プロポーザルに参加したいので、実施要領に基づく関係書類を添えて申請します。

なお、本申請書及び添付書類に記載された事項については事実と相違なく、実施要領で定められた参加資格要件を全て満たしていることを誓約します。

添付書類

- ・会社の概要がわかる資料（パンフレット可）
- ・公募型プロポーザルへの参加動機を記載したもの（様式自由）
- ・平成30年度から令和7年度まで（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていない5年間含む。）に、国又は地方公共団体等が発注した類似業務の受託実績があることを確認できる資料（契約書の写し、業務実績報告書の写し 等）

連絡担当者 所属

役職

氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

様式2

第 号  
令和 年 月 日

様

新居浜市副市長

印

プロポーザル参加資格確認結果通知書

先に申請のありました、プロポーザル参加資格確認結果について、次のとおり通知します。

- 1 業務名 新居浜太鼓祭り誘致ポスター製作業務
  
- 2 結果 (1) 参加資格を有することを認めます。  
  
(2) 次の理由により、参加資格を有することを認められません。  
理由： ため

様式3

質 問 書

令和 年 月 日

(宛先) 新居浜市副市長

所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	
担当者	
電話番号	
E-mail	

質 問 事 項

様式4

令和 年 月 日

(宛先) 新居浜市副市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

### 企画提案書必要書類等提出届

新居浜太鼓祭り誘致ポスター製作業務に係る企画提案書必要書類等を提出します。

(問い合わせ先)

部署

担当者

電話番号

FAX番号

メールアドレス